令和4年5月豊橋市議会臨時会

[R4.5.6 議運資料]

〇 提出事件

| 条何 | 第 | 5 | 件 | |
|----|----------|---|---|--|
| 承 | 認 | 2 | 件 | |
| 報 | 生 | 1 | 件 | |
| 以 | 上 | 8 | 件 | |

5月市議会臨時会議案概要説明書

〔条例案〕

議案第51号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例

議案第52号 豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する

条例

議案第54号 豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

<u>議案第55号</u> 豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す

る条例

(人事課)

これらは、国家公務員の令和4年6月期の期末手当について、令和3年度の期末手当の支給月数の引下げに相当する額を減額する措置を踏まえ、期末手当の支給額を調整する特例措置を講ずるため、現行条例の一部を改正するもの

1 期末手当の支給額の調整

令和4年6月に支給する期末手当の額は、現行条例により算定される額から調整額(※)を減じて得た額とする。

※令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における職員の区分に応じ、次の割合を乗じて得た額

- (1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10
- (3)特別職及び特定任期付職員 167.5分の10

2 令和4年度の影響額

| 一般会計 | 特 別 会 計 | 企 業 会 計 | 合 計 |
|------------|---------|----------|------------|
| 約1億3,200万円 | 約600万円 | 約8,500万円 | 約2億2,300万円 |

[承 認]

<u>承認第2号</u> 専決処分の承認について (豊橋市市税条例の一部を改正する条例)

(市民税課・資産税課)

地方税法等の一部改正(令和4年法律第1号。令和4年3月31日公布)に伴い、早急に現行の市税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

1 固定資産税

(1)土地に係る固定資産税の負担調整措置(※1)の特例

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等(負担水準(※2)が60%未満の土地に限る。)に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%(現行5%)とする。

- (※1) 負担調整措置:評価替えによる税額の急激な上昇を抑制し、税負担の上 昇を緩やかなものにするもの
- (※2) 負担水準:前年度課税標準額÷当該年度の評価額

(令和4年度分の固定資産税について適用)

2 都市計画税

(1) 土地に係る都市計画税の負担調整措置の特例 都市計画税についても、固定資産税の改正に伴う所要の改正を行う。

(令和4年度分の都市計画税について適用)

承認第3号 専決処分の承認について

(豊橋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(国保年金課)

地方税法施行令等の一部改正(令和4年政令第133号。令和4年3月31日公布)に伴い、早急に現行の国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの

○専決処分の内容

課税限度額の改定

| 区 分 | 課税限度額 | | |
|--------------|----------|----------|--|
| | 改正後 | 改正前 | |
| 基礎課税額 | 650,000円 | 630,000円 | |
| 後期高齢者支援金等課税額 | 200,000円 | 190,000円 | |
| 介護納付金課税額 | 据置き | 170,000円 | |

(令和4年度分の国民健康保険税から適用)

〔報告〕

報告第6号 専決処分の報告について

(土木管理課・長寿介護課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

1 (1) 専決年月日

令和4年3月31日

(2) 損害賠償の額

10,230円

(3) 事故の概況

令和4年1月23日午後3時15分頃、豊橋市神野新田町字中洲31番2地先の市道上において、相手方所有の普通乗用自動車が走行中、道路のくぼみに落ち、相手方車両が損傷したもの

(豊橋市過失割合 30%)

2 (1) 専決年月日

令和4年3月31日

(2) 損害賠償の額

18,000円

(3) 事故の概況

令和4年2月1日午後9時10分頃、豊橋市東幸町字東明 116番5地先の市道上において、相手方所有の軽乗用自 動車が走行中、道路のくぼみに落ち、相手方車両が損傷し たもの

(豊橋市過失割合 50%)

3 (1) 専決年月日

令和4年4月25日

(2) 損害賠償の額

| 1 | 相手方 | 167,790円 |
|---|--------------|----------|
| 2 | 損害賠償請求権代位取得者 | 477,491円 |

(3) 事故の概況

令和3年11月1日午前10時30分頃、相手方の自宅に おいて、本市職員(福祉部長寿介護課)が要介護認定の調 査を行っていたところ、片足の立位の際に相手方がバラン スを崩して転倒し、相手方を負傷させたもの

(豊橋市過失割合 80%)

※なお、愛知県国民健康保険団体連合会が、当該事故について医療費を支払ったことにより、損害賠償請求権を代位取得している。